

業 務 契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 四国森林管理局長 田中 晋太郎（以下「発注者」という。）と
（以下「受注者」という。）は、令和 8 年度国有林林道等施設点検管理業務（以下「業務」という。）について、次の条項により契約を締結する。

契 約 条 項

（実施する業務）

第 1 条 発注者は、次の業務の実施を受注者と契約し、受注者は、その成果を発注者に報告するものとする。

（1）業務名

令和 8 年度国有林林道等施設点検管理業務
四国中・東部ブロック（徳島・香川・嶺北・高知中部・安芸森林管理署（所）管内）

（2）業務の内容等

国有林林道等施設点検管理業務仕様書（以下「仕様書」という）並びに令和 8 年度国有林林道等施設点検管理業務（四国中・東部ブロック）内訳書（以下「内訳書」という）のとおり。

（3）履行期限

契約日の翌日から令和 9 年 3 月 15 日まで

（業務の遂行）

第 2 条 受注者は、契約した業務を仕様書及び内訳書に記載された内容に従って実施しなければならない。当該内容を変更したときも同様とする。

（契約金額）

第 3 条 発注者は、業務に要する費用として、金 円（うち消費税及び地方消費税額 円）を受注者に支払うものとする。

2 当該内容を変更するときは、第 12 条の定めによる。

（契約保証金）

第 4 条 会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 9 第 1 項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 3 号の規定により免除する。

（再委託の制限）

第 5 条 受注者は、この業務達成のため、業務の一部を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

（業務計画書の提出）

第 6 条 受注者は、この契約締結後 14 日以内に仕様書及び内訳書に基づいて、業務計画書を提出しなければならない。

（完了報告）

第 7 条 受注者は、業務が終了したとき（事業を中止し、又は廃止した時を含む。）は、業務の成果を記載した完了報告書及び関係付属書類を、発注者に提出するものとする。

（検査）

第 8 条 発注者は、前条に規定する報告書の提出を受けた時は、遅滞なく、当該業務が契約の内容に適合するものであるかどうかを関係書類又は実地により検査を行うものとする。

第 9 条 発注者は、前条に規定する検査の結果、当該業務が契約の内容に適合すると認めるときは、受注者に対して通知するものとする。

(契約金額の支払)

第 10 条 発注者は、前条の規定により、受注者からの適法な請求書を受領した日から 30 日以内にその支払を行うものとする。

2 受注者は、発注者が自己の責任に帰すべき理由により、前項に規定する支払期限までに契約金額の全額を支払わない場合には、遅延利息として、支払期限の翌日から支払いまでの日数に応じ、当該未払金額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号。以下「支払遅延防止法」という。）第 8 条第 1 項の規定により決定された率を乗じて年計算した金額の支払いを発注者に請求することができる。

3 発注者が第 1 項の期限までに支払いをしないことが天災その他やむを得ない事由による場合は、その事由の継続する期間は前項の遅延日数に算出しないものとする。

4 発注者は、受注者の請求により、必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、部分払をすることができるものとする。

5 受注者は、前項の部分払を請求するときは、部分払請求書を発注者に提出するものとする。

(業務の中止等)

第 11 条 受注者は、天災地変その他やむを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、業務中止（廃止）申請書を発注者に提出し、発注者と受注者間で協議の上、契約を解除し、又は契約の一部変更を行うものとする。

(業務の変更)

第 12 条 受注者は、前条に規定する場合を除き、仕様書及び内訳書に記載された業務の内容を変更することができる。

2 前項の場合に、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して契約の変更を行うものとする。

3 第 1 項の場合において受注者が損害を受けた時は、発注者はその損害を賠償するものとし、損害額については、発注者受注者協議して定めるものとする。

(契約の解除等)

第 13 条 発注者は、受注者がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を受注者に請求することができる。

(違約金)

第 14 条 発注者は、前条の規定により契約を解除するときは、受注者に対し、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を請求することができる。

(委託業務の調査)

第 15 条 発注者は、必要に応じ、受注者に対し、事業の実施状況、経費の使途その他必要な事項について所要の調査報告を求め、又は実地に調査することが出来るものとし、受注者はこれに応じなければならないものとする。

(帳簿等)

第 16 条 受注者は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を、業務終了の年度の翌年度か

ら5年間保管しなければならない。

(秘密の保持等)

第17条 受注者は、この業務に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

(特約事項)

第18条 特約事項については、別紙「暴力団排除に関する特約条項」のとおりとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第19条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1項第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
 - 2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金)

第20条 発注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、受注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 受注者又は受注者の代理人(売渡人又は売渡人の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
 - 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 前項第2項に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、買受人がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(疑義の解決)

第21条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ発注者と受注者との協議の上、定めるものとする。

上記契約の証として本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(発注者)

高知県高知市丸ノ内1丁目3番30号

支出負担行為担当官

四国森林管理局長 田中 晋太郎 ⑩

(受注者)

⑩

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

- 第1条 発注者（発注者をいう。以下同じ。）は、受注者（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

- 第2条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

- 第3条 受注者は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 受注者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

- 第4条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）

との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 発注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 受注者は、発注者が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(別紙)

林野火災防止に関する特約条項

(林野火災の予防及び届出)

第1条 乙(契約又は協定等の相手方をいう。以下同じ。)は、国有林野への入林に当たり、火の取扱いに注意し、火災の予防に努めるものとする。また、たき火等の火災とまぎらわしい煙を発生させるおそれのある行為等を行う場合は、必ず市町村の火災予防条例等に基づく届出を行わなければならない。

(入林者等への周知)

第2条 乙は、入林する国有林野が所在する市町村が定める火災予防条例の内容、特に林野火災注意報及び林野火災警報等の規程を十分に理解し、国有林野に入林する者に対してそれらの規程について周知するとともに、火災の予防に努めることについて指導を徹底するものとする。

(林野火災注意報等の区域の確認)

第3条 乙は、国有林野への入林に当たり、入林する国有林野の所在する市町村が火災予防条例において定める、林野火災注意報及び林野火災警報の発令時に火の使用等に制限が課される区域について、必ず確認するものとする。

(林野火災注意報等の発令状況の確認)

第4条 乙は、国有林野への入林に当たり、入林する国有林野が所在する市町村から発令される林野火災注意報や林野火災警報の発令状況を確認するものとする。

(林野火災注意報等の発令に伴う対応)

第5条 乙は、入林する国有林野が所在する市町村において、林野火災注意報又は林野火災警報が発令されている場合、当該市町村の火災予防条例の定めるところに従い、火の使用等に関する制限等の規程を遵守するものとする。

(林野火災が発生した場合の対応)

第6条 乙は、国有林野内の入林地等において火災が発生した場合は、消火活動及び消防、警察等、関係機関の調査等に協力するものとする。

令和8年度国有林林道等施設点検管理業務(四国中・東部ブロック)内訳書

区分	工種	種別	数量	単位	摘要	備考
直接 人件費	一般事項	各署等打合等	2	回		
	施設点検	林道施設点検	1	式		
		報告書作成	1	式		
		危険杭設置	30	本		
		計				
直接 経費・ 旅費	一般事項	各署等打合等	2	回		
	施設点検	林道施設点検	1	式		
			計			
直接 経費・ 資材等		各署等打合燃料費等	2	回		
	施設点検	報告書作成	1	式		
		調査器材	1	式		
		施設点検燃料費等	1	式		
		危険杭設置	30	本		
		計				
諸 経費	諸経費	諸経費	1	式		
		計				
業務費合計						
消 費 税	消費税	消費税相当額	10	%		
		合計				
総計						

令和8年度国有林林道等施設点検管理業務（四国中・東部ブロック）対象路線一覧表

四国中・東部ブロック施設点検箇所一覧表
 （徳島・香川・嶺北・高知中部・安芸森林管理署（所）管内）

署	路線名	延長(km)	点検箇所数		
		計画	橋梁	溝渠	一般
徳島	請ヶ峰	3.3	2	7	47
徳島 計	1 路線	3.3	2.0	7.0	47.0
香川	滝山	1.5		2	21
香川	天久保	0.2			3
香川	三頭	1.7			24
香川	奈良ノ木	3.1		9	44
香川	浅木原	0.9			13
香川 計	5 路線	7.4		11	105
嶺北	中の川	11.7	1	45	167
嶺北	仁尾ヶ内（基）	8.9		34	127
嶺北	仁尾ヶ内（管）	2.4		5	34
嶺北	自念子	10.8		37	154
嶺北	弘沢（基）	5.3		24	76
嶺北	弘沢（管）	3.2	1	17	46
嶺北	椿山（基）	5.6		21	80
嶺北	椿山（管）	1.9		5	27
嶺北	椿山82	9.0	2	46	129
嶺北	蔭ヶ谷	1.3		3	19
嶺北 計	10 路線	60.1	4	237	859
高知中部	柚ノ木	4.9		19	70
高知中部	猪野々	10.1	2	33	144
高知中部	谷相	5.6	3	28	80
高知中部 計	3 路線	20.6	5	80	294
安芸	久木	0.5		5	7
安芸	明善	1.9		6	27
安芸	北平	2.6		18	37
安芸	谷山	4.7		23	67
安芸	小屋敷	3.1		9	44
安芸	小屋敷52線	0.3		1	4
安芸	汗谷	2.8		7	40
安芸	中川	13.4	5	53	191
安芸	亀谷（基）	1.1		2	16
安芸	亀谷（管）	3.3		17	47
安芸	亀谷14線	1.0		1	14
安芸	北亀谷	1.9		7	27
安芸	栃谷	7.4		27	106
安芸	大谷	7.0	5	13	100
安芸 計	14 路線	51.0	10	189	727
総 計	33 路線	142.4	21	524	2,032